

かわさき市民オンブズマン
会報 第60号
隔月発行 2007年8月1日

主張 議員さん、お忘れなく 政務調査費は公金です 代表幹事 清水芳治 2

消防署の上にビジネスホテル? 篠原義仁 3

かながわクリーンセンター見学記 竹内 勝 4

(川崎市監査委員宛) 住民監査請求書 5

使途を明瞭にし領収書を公開せよ 佐々木玲吉 8

【政務調査費】アンケートのお願い 全国市民オンブズマン連絡会議 12

川崎市の政務調査費アンケート集計結果 13

政務調査費全領収書公開へ(大阪府議会) (朝日新聞2007年7月26日) 14

塩漬け土地に臭気紛々

～南伊豆保養所施設用地、王禅寺代替地～ 川口洋一 15

十字路

おかしな世の中 高橋信行 16

トルコ紀行 その10 カイマルクの地下都市他 望月文雄 17

会計報告 19

編集後記

第4回拡大幹事会
中原市民館で
8月21日(火)開催

主 張

議員さん、お忘れなく 政務調査費は公金です

代表幹事 清水芳治

政務調査費（政調費）をめぐるこのところニュースが尽きない。

全国の市民オンブズマンも9月に山形市で開催される全国大会の主題に据え、全都道府県議、全政令市議、全中核市議、およそ5700名に一斉アンケート調査を行った。その詳細は全国大会で発表されるはずである。

われわれかわさき市民オンブズマンもかねてから政調費の使途を明らかにするためには収支報告書に領収書を添付すべきだと主張してきた。わが川崎市議会でも会派の団長会議で領収書添付に踏み切った。今か今かと待ち構えていたわれわれはこの決断を多とし、歓迎する。

だが、われわれは領収書のある、なしだけを論じているのではない。

本年度の定例総会に招いた品川区民オンブズマンの代表は領収書を手がかりに品川区議会議員の政調費の乱脈使用の実態を報告した。上映されたビデオは区議が、コンパニオンの嬌声が聞こえ、酒飯が供され、区政を討議したというタバコの煙が立ち込める薄暗い場所を写し出した。ここからも分かるように、領収書は使途を明らかにするために必要なひとつの手段に過ぎない。

団長会議では本年5月から5万円以上の支出について領収書を添付することによって政調費の使途を透明化できると判断したのであるが、来年5月以降、情報公開資料によって給付された政調費がどの程度使途を明らかに

できたか、透明化率を分析するつもりであるが、改めて各会派の団長に5万円規定がもし当初の目的にふさわしくない場合は、直ちに次の段階に踏み出すよう求める予定である。

そのためにあらかじめ各会派の団長に善後策の有無を問うておくことも必要となるであろう。

話をオンブズマンが行った政調費の全議員アンケートに戻すと、わが市議会の選良はさまざまに対応していて興味深い。

たとえば自由民主党のように直接アンケートに答える必要はないとする集団は別として、各議員に答えを求めているのだから、団長が模範回答を準備して全員がそれを引き写すなどの方法もあるのではないかと考えるのだが、間違いを恐れてか、それとも手間を惜しむのか集団回答したのは民主・市民連合、公明党（本誌）。

自民党も本年3月議会で珍しくも議員立法で成立した「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」に基づいて「適正に処理」されているのであるから、ことの重要性は認識しているに違いない。会派、議員に支給されるといっても、政調費は政務調査のために支給されている公金であって、歳費ではないことを改めて肝に銘ずるよう強く要望する。

消防署の上に ビジネスホテル？

篠原 義仁

① 川崎市は、川崎市土地開発公社に平成4年度に先行取得させながら、長年にわたって川崎市中原区丸子東の土地（合計5筆、2293.88㎡）を「塩漬け土地」として放置しつづけてきました（私たちが10.8の「塩漬け土地」バスツアーで現地調査した土地です）。ところが平成18年9月になって、川崎市は売買代金22億7000万円を支払って中原消防署・ビジネスホテル建設（本件建物）用地としてこれを再取得しました。その資金調達は市債の発行で賄われました。

② 川崎市は、周辺の土地を加えてこの土地を第三セクター「川崎市まちづくり公社」に借地期間を30年と定めて土地賃貸借契約を締結し、本件建物の建設を丸投げしました。想定されている建物は、21階建てで1～4階が消防署施設、5～20階がビジネスホテル施設で、ホテルの客室数は306室（シングル244、ツイン62）となっています（工事完成予定日は平成20年3月24日、但し、多少延引）。

川崎市は、この事業の推進にあたり、自力執行の力のないまちづくり公社に、

①30年の借地権の設定の外に、②平成18年度に7億3100万円、平成19年度に20億7200万円を貸付け、③まちづくり公社の金融機関からの借入に損失補償を設定するという超優遇措置を講じました。

4階建ての消防署の建設は、許容されるものの、民間のビジネスホテル経営のために何で川崎市がこんなにテコ入れをするのか、全く公益性も、公共性もないなかでの超優遇措置となっています。

ちなみに、まちづくり公社は、建物を建てたもののホテル経営の能力はなく、これをホテル業の「ロイネットグループ」に「一括丸投げ」（賃貸）する契約を締結しました。

私たちは、市民の目線から徹底してこの問題を究明してゆく必要があります。

③ 究明のポイントを羅列すると次のことがいえます。

①「塩漬け土地」の解消後の土地利用として、ビジネスホテルが正しいのか。保育園や図書館等の複合設置など代替案はないのか。そもそも、4階建ての消防署建設のみで公益性の必要は十分ではないか。②全国的にみても消防署の複合施設としてビジネスホテルを建設した例はない。赤字事業でホテル経営者が撤退した場合、投下資金の回収はどうなるのか。③ビジネスホテル建物に、まちづくり公社の自己資金が約2億円のなかで、市債を発行してまでなぜ約28億円の貸付をするのか。川崎市財政にそんな余裕はないはずで、なぜ生活基盤優先の施策にしないのか。④ましてや、KCT住民訴訟で「損失補償」は違法と判断されたのに、今また何でそんな協定を結び、それを実行しようとするのか。⑤本件建物工事は、東急・大山共同企業体に落札されたが、その落札率は99.9%で、これについて問題はないのか。⑥ホテル経営はまちづくり公社が行わず、ホテル業者に丸投げだが、そこまでしてホテルをつくるのか。最初から民間にまかせればいいのではないのか。民間ホテル業者は、立地選定、土地買収、ホテル建築資金の用意のリスクを負うことがないが、なぜ、川崎市がそこまで民間業者に肩入れをしなければならないのか。⑦他方、借家契約の権利として収益が上がらなければ、ホテル業者は撤退自由。

「赤字撤退」のツケはまちづくり公社を経由して全て川崎市に帰属する。そんな公益性、公共性もなく、リスクのみ大きいホテルを建設させていいのか。

こうした少なからぬ問題点を解明しないまま、事業遂行がはかられている計画に市民の声をあげ、ストップさせてゆく意義は大きいものとなっています。

かながわ クリーンセンター見学記 竹内 勝

平成9年2月より「かながわ廃棄物処理事業団廃棄物中間処理施設事業」としてアセスの説明会が始まったわけですが、当時社会的にはゴミ焼却施設等のダイオキシン問題が大きな話題を呼んでおり平成9年1月に厚生省が「ゴミ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を出したばかりでした。

ところが「クリーンセンター」のアセスには環境影響評価マトリックス表の環境項目にダイオキシンが入っておらず審議会でも問題視され、この論議の最中の平成9年12月よりダイオキシン類を大気汚染防止法の指定物質とし、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の抑制基準を定め施行されたため審議会でもこの問題が大きくクローズアップされたことを覚えています。(その後平成11年環境省がダイオキシン類対策特別措置法を制定(12年4月施行))

平成10年5月に出された川崎市の審査書にも「ダイオキシンの排出については最新技術の導入により0.1ngTEQ/M3N以下とするほか、シアン化水素、コプラナーPCB、また水銀等重金属類の排出についても極力低減化に努めること。なお、これら有害物質については、適時排出ガス濃度を把握し、市へ報告すること」と明記された。

ところが平成17年1、3、5月にダイオキ

シン類が基準(1ngTEQ/M3N)を超えたとして、川崎市の行政指導により9月30日に3号炉を停止、約5ヶ月にわたってメンテナンスを行いました。

この川崎市千鳥町にある「かながわクリーンセンター」がダイオキシンだけでなく我々の税金も垂れ流していると言うことで見学に参加をしました。

最初に管理棟で理事長の挨拶、概要説明を受けた後、焼却処理、前処理の見える所へエレベーターで移動。

焼却対象廃棄物の貯留ピットではクレーンを使用しバスケットで廃棄物を混合していたが私にはうまく混合できているようには見えなかった。炉の安定運転や排ガスの安定化には、まず供給原料の安定化が絶対条件となるのにこれで原料が安定して供給できているのか？ 炉がうまく運転できているのか？ 排ガスの管理が適正に出来ているのか？ 大変疑問に感じたところである。一般論であるが原料が安定的に供給されないと炉では埋火現象がおき、温度が下がりダイオキシンが分解をされないで濃度の高いまま放出をされてしまうと言うことである。

ダイオキシンの連続測定は出来ないがSOx、NOx等は連続測定が可能であり、できたら川崎市とテレメーターで結ぶべきである(炉の安定運転の指標となるため絶対必要である)。

焼却灰、飛灰などを貯留する灰ピットを見せてもらったがここから持ち出される廃棄物は以前は南本牧、現在は横須賀の芦名の産廃処分場へ持って行って埋め立てているそうだが、ダイオキシンや重金属の測定はどうなっているのだろうか？

その他運転状況を集中管理している管制室、感染性廃棄物の管理や投入の説明を受けて見学は終了した。この種の見学でどの辺まで聞けるのか？ 初めてで困惑したがもう一度見学をし、経理の内容、産廃の種類、設備など

技術的にわかる人の説明を聞きたいと考えているところです。

最後ですがアセスの報告書によれば2700㎡の研究開発・リサイクル棟を建て廃棄物の処理技術、公害対策技術等の研究開発を行う

とあるのに、そのような建物は存在せず、その場所が現在ストックヤードになっていました。聞くところによると研究開発は外部委託で行っているとのこと。割り切れない気持ちで帰ってきました。

川崎市監査委員殿

2007年9月3日

住所

職業

氏名

印

住民監査請求書

請求人は、地方自治法242条1項の規定に基づき、貴監査委員が川崎市長に、かながわ廃棄物処理事業団に対して負担金を支出しないこと、及び同事業団の銀行に対する債務につき損失補償を行わないこと等を勧告することを求めるものであり、その請求の要旨は下記のとおりである。

記

1. 川崎市は神奈川県および横浜市とともに7,000万円ずつの基本金を拠出して、1996年11月に財団法人かながわ廃棄物処理事業団（以下「事業団」）を設立した。

事業団の主たる事業は産業廃棄物の中間処理（焼却、破碎、脱水）であり、その処理施設として川崎市川崎区千鳥町にかながわクリーンセンター（以下「センター」）を設置し、2001年6月から稼働して現在に至っている。

2. センターの建設には132億円を要したが、その調達先はつぎのとおりである。

国の補助金	22億4,000万円
県および二市からの借入金	24億3,000万円
日本政策投資銀行からの借入金	77億3,000万円
民間企業66社の出捐金	8億円

3. センターのプラント（1日処理能力70トンの焼却炉3基等）は、日本鋼管株式会社（現 JFEエンジニアリング）が建設し、完成後の施設運転は、その子会社 JFE環境サービス（株）に委託されている。

センターが処理する産廃の種類は、廃プラスチック、木くずおよび紙くずがほとんど（約90%）で、焼却残渣は横浜市の設置する南本牧廃棄物最終処分場ま

たは県の設置する横須賀市内の芦名廃棄物最終処分場に搬出され、そこに埋立てられる。

出捐金を拠出した企業には、産廃をセンターへ優先的に搬入する権利が認められ、センターに搬入される産廃のほとんど（01年度実績では96.3%）は出捐金参加66社から排出されたものである。

要するにセンターは、民間業者の設置する産廃処理施設と異なる施設である上に、その利用者は実質的に特定少数の業者（排出事業者ないし産廃処理業者）に偏っている。

4. 事業団は赤字経営で、その赤字が公費で補填されている。操業開始後の6ヵ年度（01～06年度）における事業団の事業収入が、合計92億3,202万円にとどまるのに対して、

支出は、①事業費	64億6,934万円
②管理費	26億6,250万円
③借入金返済	24億1,000万円
合計	115億4,184万円

に達する。従って、これだけで差し引き23億0,982万円の赤字になるところが、県および二市が投入する負担金25億8,210万円（川崎市分はその3分の1にあたる8億6,070万円）によって、ようやく事業団の経営が支えられている状態である。

なお、県および二市は、センター操業開始前の99、00両年度にも合計5億0,314万円（川崎市分1億6,771万円余）の負担金を事業団に交付している。また、県および二市は、事業団に対し今後も継続的に負担金を支出することを予定している。

5. 更に県および二市は、日本政策投資銀行からの事業団の借入金（当初借入額77億7,000万円、06年度末残高53億1,800万円）について、損失補償契約を同銀行との間で結んでいる。3団体の責任額は債務残高の各3分の1である。

6. 上記4の負担金の支出および5の損失補償契約は、いずれも違法である。その理由はつぎのとおりである。

(1) 廃棄物処理法3条1項は、事業者に対し、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定め、循環型社会形成推進基本法11条1項も、事業者に対し「循環的な利用が行われない循

環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する」と定めている。

これらの規定に照らし、産廃を排出する事業者はその処理に要する費用をみずから負担する義務がある。その費用はみずからの事業収入によって回収すべきものであり、公的負担に依存することは許されない。

処理事業の側から見れば、事業費はすべて事業収入によってまかなうべきものであって、一般廃棄物のように公費で負担するべきものではない。

事業団は、その目的中に「民間処理施設の設置推進に向けた調査研究及びその成果の普及啓発」を掲げている点において、一般の産廃業者との違いを標榜しているが、基本業務を民間会社に丸投げしている事業団には、独自の調査能力や情報発信能力はありえない。

しかも、支出の中に占める「調査・研究事業費」は844万円、「普及・啓発事業費」は151万円であって、年間4億1,400万円に及ぶ負担金のわずか2.4%を占めるものにすぎない（06年度決算）。従って、産廃処理事業のかたわら、「調査・研究」や「普及・啓発」をさせているという弁解も、県および二市による莫大な負担金支出を合理化するものではない。

- (2) 財政援助制限法（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）3条は、総務大臣の指定する法人以外の法人に対し、地方自治体が債務保証をすることを禁止している。「債務保証」という言葉を使わず、「損失補償」と言いかえても、その違法な実質が変わらないことは、横浜地裁06年11月15日判決によって示されたところである。

7. よって請求人は、監査委員が市長に対して、以下の内容の勧告をされるよう請求する次第である。

- (1) 事業団に対し、今後負担金を支出しないこと
- (2) この請求から遡って1年以内の期間中に負担金1億3,800万円を支出したことによって市が蒙った損害を補填すること
- (3) 事業団の債務につき、日本政策投資銀行に対する損失補償契約を履行しないこと

8. 事実証明書

別紙一覧表記載のとおり

以上

使途を明瞭にし 領収書を公開せよ

佐々木玲吉

議員が使用する政務調査費の使途領収書、川崎市では各会派が私文書として個別に保管し、公開している会派以外は、一般市民は閲覧することは先ず不可能です。

そこで領収書を公開していない政党・会派即ち自由民主党、民主・市民連合、公明党それぞれの政務調査費収支報告書の中より、異常と思われる費目について今年2月個人的に

説明を求めてみました。民主・市民連合、公明党より回答がありましたので収支報告書、私の質問状（紙面の都合上、民主・市民連合のみにいたします。他会派もだいたい同じです）、その回答文を掲載いたします。ご参考になれば幸いです。

尚、自由民主党には催促もしましたが、遂に何の回答もありませんでした。国会でも市会でも最大勢力の政党でありながら、かくも市民無視、傲慢なものか、その態度には呆れたものです。明瞭化は嫌っているのでしょうか。

又、各会派政務調査費収支報告書は議会事務局で公開しておりますので付け加えておきます。

平成 19 年 2 月 9 日

民主・市民連合川崎市議会議員団長殿

佐々木玲吉

益々ご清栄の段大慶に存じ上げます。

貴会派政務調査費収支報告書を議会事務局より閲覧させて戴いております。大変活発に研究、調査されておられるようで、ご苦労と存じ上げます。

ところで私共市民にとりましては僭越ながら、その内容をさらに詳しく知りたいのです。

- | | |
|--------|--|
| 研究研修費 | 研修会はいつどこで開かれましたか、その出席者名、議事録を閲覧したい。会議参加費とは何ですか。 |
| 視察調査費 | 先進施策都市視察はいつどここの地域をされましたか。その時の参加者名、視察報告書を閲覧したい。市内調査も同じ。 |
| 資料費 | 雑誌、本、新聞等購入明細。 |
| 広報・広聴費 | 政策広告用チラシ等明細。 |
| 人件費 | 明細。 |
| 事務費 | FAX・コピー代他明細。 |
| その他の経費 | 明細。 |

以上の費用について15年度、16年度、17年度についてご説明下さい。

尚、今年5月以降、5万円以上の支出については領収書を提出するとありますが、すべてに領収書を添付するのが当然ではないでしょうか。

以上を2月22日迄に文書でご説明下さい。

平成19年2月23日

佐々木 玲吉 様

民主・市民連合川崎市議会議員団
団 長 玉 井 信



先日の収支報告書の質問の回答です。

1. 研究・研修費についてであります、

(回答)

- ◎ 会派として市政に関して調査研究を行うために開催した研究会・研修会等に関する経費であります。
会派に所属する各議員が会派の市政に関する調査研究を行うため、研究会・研修会に参加しているものも含まれます。

2. 視察調査費についてであります、一昨年を例にしますと

(回答)

- ◎ 視察の主なものとしては、民主・市民連合の会派として昨年11月14日から15日の2日間、新潟県長岡市、小千谷市、山古志を視察しました。
内容としては、新潟中越地震の被災地となった地域の調査等を行いました。

3. 資料費・事務費についてであります、

(回答)

- ◎ 会派内の会議や代表質問等の原稿、委員会資料、各議員の政策討論会の資料等を複写したものや、各議員、関係団体への連絡のためのFAXなど使用料として支出したものであります。

4. 広報・公聴費についてであります、

(回答)

- ◎ 民主・市民連合では、毎年1～2回「ウェーブ21」という政策広告用チラシを作成しており、所属する18名の議員が一人当たり12,000枚をポストインしております。
その他の政策広告用チラシとしては、駅頭などで演説する時に配付しているチラシもあります。
更には、今回は川崎市版のマニフェストも作成(33,000部)致しました。

5. 領収書の添付については、

(回答)

- ◎ 政務調査費の支出の透明性を高めることに関し、協議・検討を重ねた結果、収支報告書に1件5万円以上の領収書等の添付を義務付けることとしました。また、一層の用途の明確化を図るために、“政務調査費の運用指針”を策定したものです。
領収書添付等を5万円以上とした理由は、他の政令市の状況・動向、さらには政治資金規正法及び政党助成法も考慮し、総合的に判断をしたものですが、これは、政務調査費の情報開示に向けた第一歩であり、今後において、さらなる透明化に向け、検討・協議をいきたいと思います。

平成16年度 政務調査費収支報告書

平成17年4月20日

(あて先) 川崎市議会議員

会派の名称 民主・市民連合川崎市議会議員団
代表者の氏名 雨笠 裕治

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の収入及び支出について報告します。

1 収入

政務調査費 97,200,000円 (平成16年4月分から平成17年3月分まで)

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費	17,247,491円	研究会・会費参加費 9,298,750円 研究会費・関係経費 4,748,700円 その他打ち合わせ費 3,200,041円
視察調査費	15,296,540円	先道市都市視察 9,345,760円 市内調査交通費 5,950,780円
資料費	7,596,874円	書籍・本 4,585,500円 新聞購読料 3,011,374円
広報・広聴費	29,941,599円	政策広報用チラシ 24,950,340円 会費借上代 4,991,259円
人件費	11,704,756円	
事務費	14,101,833円	FAX・コピー 10,750,863円 リネン代・消耗品 684,460円 郵便通信等通信費 2,666,510円
その他の経費	1,275,355円	
支出合計	97,164,448円	

3 剰余金(返還額)

35,552円

(注) 支出の備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

庶務課
受 17.4.20 付
第 号

平成16年度 政務調査費収支報告書

平成17年4月21日

(あて先) 川崎市議会議員

会派の名称 自由民主党川崎市議会議員団
代表者の氏名 長瀬 政義

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の収入及び支出について報告します。

1 収入

政務調査費 98,100,000円 (平成16年4月分から平成17年3月分まで)

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費	30,128,454円	出席会費 19,586,886円 講師謝礼 6,026,735円 政務調査会会費 4,514,833円
視察調査費	16,136,094円	宿泊費 10,713,819円 旅費 5,422,275円
資料費	11,028,916円	印刷製本費 7,539,355円 書籍文献購入費 3,489,561円
広報・広聴費	11,745,441円	印刷資料費 5,952,055円 政策財団会議 3,645,633円 会費借上代 2,147,753円
人件費	5,805,550円	報酬 5,805,550円 (政策スタッフ、アルバイト料)
事務費	11,505,885円	事務機器購入費 5,945,518円 データ入力委託料 3,437,608円 事務機器賃借料 2,122,759円
その他の経費	11,749,660円	
支出合計	98,100,000円	

3 剰余金(返還額)

0円

(注) 支出の備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

庶務課
受 17.4.21 付
第 号

16年度 政務調査費収支報告書

佐々木 玲吉 様

平成19年2月22日
公明党 川崎市議会議員団
団長 本間 悦雄

平成 17年 4月 21日

川崎市議会議員

会 派 の 名 称 公明党川崎市議会議員団
代 表 者 の 氏 名 平 子 謙 夫

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の収入及び支出について報告します。

日頃より、川崎市政発展にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。さて、我が会派への質問の回答につきましては下記の通りです。

我が会派は、政務調査費の支出については「基本原則」を定めております。

- ① 自主的に使途基準を定める
 - ② 支出の度に帳簿に記入し、領収書を添付する
 - ③ 専門家によるチェック機関を、議長の諮問機関として設置するよう働きかける
- 政務調査費は、会派及び議員の調査活動を行うために公費より支出されているものであり、その使途は、いささかも住民に批判されるものであってはならないと考えております。使途については、「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」に則り適正に支出し、その成果は議会質問や市長への要望・提案活動等に活かしてまいりました。

これまでも各費目に伴う費用は厳正に支出しており、その使途については「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」に基づき適正に支出しております。また、領収書につきましては、会派が責任をもって保存しております。

今年度は議会改革見直しの一環として政務調査費のあり方については一層透明化を進めるため協議してまいりました。これまで他の政令都市の状況や政治資金規正法・政党助成法などを参考にし、収支報告書に領収書を添付することについては総合的に判断し一件5万円以上としたところです。

今後も政務調査費のあり方など含め、さらに協議検討し情報公開へ努めてまいります。

我が会派は「調査無くして発言なし」をモットーに市内・市外にわたる調査活動等を行っております。川崎市が直面する課題は多くあり、その政務調査に関する活動内容もまた多岐にわたります。今後も政務調査費の新たな指針「政務調査費の運用指針」に基づき適正に執行してまいりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

1 収 入
政 務 調 査 費 75,600,000円 (平成16年4月分から平成17年3月分まで)

2 支 出

項 目	金 額	備 考
研究・研修費	4,330,000円	会議開催経費等 4,110,000円 講師謝礼・研修会参加等 220,000円
視察・調査費	36,330,000円	市内現地視察等 33,600,000円 市外近郊地視察等 2,730,000円
資 料 費	5,880,000円	資料作成等 1,650,000円 図書・雑誌等購入 1,810,000円 新聞購読料 2,420,000円
広報・広聴費	12,490,000円	政策広報チラシ、議会ニュース等 7,600,000円 広報・広聴活動等経費 4,690,000円 ホームページ費 200,000円
人 件 費	2,930,000円	調査、事務処理等に係わるアルバイト賃金 2,930,000円
事 務 費	13,640,000円	事務機器購入、リース代等 4,410,000円 通信費等 5,260,000円 消耗品等 3,970,000円
その他の経費		
支 出 合 計	75,600,000円	

3 剰余金(返還額) 0円

(注) 支出の備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

17,421円
第 号

かわさき市民オンライン会報(隔月発行) 第60号 2007年8月1日発行

全都道府県議会議員 全政令市議会議員 全中核市議会議員 殿

2007年6月
全国市民オンブズマン連絡会議

【政務調査費】アンケートのお願い

前略。私たち全国市民オンブズマン連絡会議では、本年9月に山形市で開催する全国大会のテーマの1つとして政務調査費の透明化をとりあげます。その資料とするために、今般、全県議会議員・全政令市議会議員・全中核市議会議員に対して、政務調査費の透明化に対するお考えをうかがうこととし、本アンケートを送付いたしました。ご多忙中と存じますが、お答えのうえ、6月29日までに後記の地元市民オンブズマングループ宛にFAXまたは郵送にてご返送ください。

なお、このアンケートは議員一人一人のお考えをお聞きするものですから、議員として貴殿の率直なお考えをご返答ください。

草々

所属議会名 _____ 議会 ご芳名 _____

現時点での政務調査費の透明化に関するお考えについて、当てはまるものに○をお付けください。

1. 現在支給されている政務調査費の交付額について、どう思われますか
a)多い b)妥当 c)少ない
2. 政務調査費の支給対象について、どのようにすべきとお考えですか
a)会派に支給 b)会派と議員個人それぞれに支給 c)議員個人に支給
3. 政務調査費支出の領収書を公開することについてはどのようにお考えですか
a)全面公開 b) _____ 円以上公開 c)非公開
4. 政務調査費をもちいた活動の報告書を公開することについてはどのようにお考えですか（作成していない場合には作成して公開することの是非をお答えください）。
a)賛成である b)反対である c)その他
5. 政務調査費による視察の報告書を公開することについてはどのようにお考えですか（作成していない場合には作成して公開することの是非をお答えください）
a)賛成である b)反対である c)その他
6. 政務調査費の支出が1件ごとにわかる会計帳簿を公開することについてはどのようにお考えですか（作成していない場合には作成して公開することの是非をお答えください）
a)賛成である b)反対である c)その他

以上 ありがとうございます。

ご回答返送先：

（全国集計担当）全国市民オンブズマン連絡会議：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41
liv.ビル6階 TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050 担当：内田

川崎市の政務調査費アンケート集計結果

全国市民オンブズマン連絡会議の「アンケートの御願い」にあるように議員さん一人ひとりの個性豊かな回答を期待していました。結果は大きく期待を外れました。共産党とネットは議員一人ひとりで回答を送っていただきましたが、全員全く同じ回答でした。それも党の個性ということではありませんが、その中で民主党の三宅さんは回答も一番早かったですし、党とは別に回答をいただきました。ありがとうございます。もうひとり自民党のA氏からも個別の回答をいただきました。ありがとうございます。

最終的な判断を下すときには党の考えを集約することも大事であると考えますが、それ以前の場ではもっと自由な意見の表明をして市民との対話を作っていくことも大切だと思います。その意味で自民党、民主党の皆さんのバラエティに富んだ意見表明を期待していましたので、今回はちょっと期待はずれな結果に終わりました。残念！

議員名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	所属会派	
三宅隆介	①	c	a	a	a	a	民主	
猪股美恵	c	c	a	a	a	a	無所属	
A氏	b	b	?	a	a	a	自民	
佐野仁昭	b	a	a	a	a	a	共産	
宮原春夫	b	a	a	a	a	a	共産	
竹間幸一	b	a	a	a	a	a	共産	
市古映美	b	a	a	a	a	a	共産	
大場裕子	b	a	a	a	a	a	共産	
石田和子	b	a	a	a	a	a	共産	
石川健二	b	a	a	a	a	a	共産	
井口まみ	b	a	a	a	a	a	共産	
斉藤隆司	b	a	a	a	a	a	共産	
勝又光江	b	a	a	a	a	a	共産	
佐々木由美子	②	c	a	a	a	a	ネット	
山口和子	②	c	a	a	a	a	ネット	
党派として一括回答	民主党(18人)	c	c	a	a	a	民主	
	公明党(14人)	b	a	b	c	a	公明	
	自民党(18人)	アンケートの設問に対する回答一切なし						自民

①充分な額

②一律交付でなく、申請主義での支払いが望ましい

その他の回答コメント

猪股議員	問4: 現在主だった活動の報告書は作っているが、すべて作成という事になるとできない。 問5: 現在も行っているが、視察も様々ですべて報告書作成という大変きつい。
佐々木議員 山口議員	問6: 基本的に賛成ですが、行動の細部において公開できないものもあると考えます。
民主党	問1: 運用上様々な制限があるため多いように思われるが、議員活動として拡大できれば少ない。 一括回答した理由について: 1. 支給される政務調査費については、運用マニュアルを策定し、それに基づき条例化を図り、5月から運用を開始している。 2. 今後の方向性として、現行の5万円以上の公開にとどまらず、早い段階で全面公開に向けてあらゆる努力をする。 オンブズマンに対する質問: 1. 膨大な領収証をはじめ、関係書類の保管のためのけいひについて 2. 保管している書類のチェック手法について
公明党	問3: 本年5月から5万円以上の公開を実施。結果を検証し、見直しを視野に入れ検討予定。 問4: 政調費をもちいた議員の活動は多岐に渡っておりすべて作成は困難。使途基準に沿って支出することが第一。 問6: 会派としても明確な使途基準を設け、きちっと支出を記載している。領収書を全面公開する場合は会計帳簿は会派及び個人の手元資料という位置付けで必ずしも公開でなくても良いのではと考える。
自民党	現在、支給されている政務調査費の交付額、支給対象、公開等に関しましては、平成19年3月市議会定例会にて、議員提案で可決・成立いたしました、「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」にもとづき適正に処理しております。 今後とも、本条例の趣旨を尊重し適切な対応を図って参りたいと存じます。

政務調査費

全領収書公開へ

大阪府議会 検査機関も新設

全国各地で不適切な使途が問題化している政務調査費について、大阪府議会が今年度支給分から、領収書の全面公開に踏み切るようになった。支出が適正かどうかをチェックするため、議長の諮問機関として、外部の有識者と府議で構成する常設の検査機関も新設する。47都道府県のうち、東京都に次いで定数が多く、1人あたりの政調費の月額も計59万円と、東京都の同60万円に次ぐ水準の大阪府議会が「1円からの公開」を決めたことは、他の地方議会にも影響を与えそうだ。

大阪府議会は、府監査委員が04、05年度に支給された政務調査費のうち

約3億4千万円を「目的外支出」と認定し、返還を求めたのを受けて改革案を検討。自民、民主、公明、共産の主要4会派などでつくる政務調査費あり方協議会が25日、最終報告をまとめた。領収書の全面公開は、都道府県レベルでは、03年の長野、岩手に続き、宮城、鳥取、新潟の計5県が決めている。

大阪府議会の政調費はこれまで、年度ごとに収支報告書の提出が義務づけられていたが、「事務所費」「人件費」などの項目ごとに支出総額だけを記載すればよく、領収書を添付する必要もなかった。協議会の最終報告で

は、政調費の支出1件ごとに、年月日、内容、支出額などを明記した会計簿の提出を義務づけ、領収書は金額の多少にかかわらず、すべて添付を求めるとしている。

検査機関は半年に1回、全議員の収支報告書や添付書類をチェックする。個人情報にかかわる部分などは、各議員の判断で黒塗りにできる。領収書を含む提出書類は、情報公開請求の手続きをとらなくても、府議会の事務局で自由に閲覧できるようにする。

メンバーには弁護士や公認会計士のほか、「議員活動の実態に即した判断」ができるよう、各会派の代表者も加わる。関係する条例や規程は9月議会で改正し、10月の施行を目指す。今年度支給分についての関係書類の提出は来年4月となり、公開は同年7月からとなる。

**塩漬け土地に臭気紛々
～南伊豆市民保養所施設
用地、王禅寺代替用地～**

川口 洋一

少し古い話になるが、さる4月10日の朝刊に奈良県生駒市の前市長・中本幸一に対し、大阪地検特捜部が背任容疑で家宅捜索したという記事が出ていた。容疑の内容は、「総合スポーツ公園」開発にあたり、安値で取得できるはずの山林を高値で市の土地開発公社に先行取得させたというものである。そのやり口は我らの「南伊豆の市民保養所施設用地」や「王禅寺の代替用地」とそっくりである。「南伊豆の市民保養所施設用地」と対比して表の形でまとめてみた。

0万円を受け取ったとされる」酒井元議長をあっせん収賄容疑で逮捕した(毎日新聞'07年5月14日)。ついで5月17日には「市側が山林を不当な高値で買い取る見返りに、業者から1000万円の賄賂を受け取ったとして」前市長を加重収賄と背任の疑いで逮捕した(朝日新聞'07年5月18日)。

適正価格から大幅に高い値段で市に買い取らせるからには、取引を企画した人々(前市長や元議長)が何らかの見返りを期待してのことであろうことは想像に難くない。その意味で生駒の「スポーツ公園用地事件」は、川崎市民にとって大変教訓的な事件である。

川崎市の塩漬け土地の中には、「南伊豆の土地」以外にも高値で取得させられた土地がいくつもある。その代表格が「王禅寺の代替用地(978㎡)」である。何の代替用地であるか不明な山林であったが、今年の1月に緑

項目	スポーツ公園用地事件	市民保養所施設用地事件
自治体	奈良県生駒市	神奈川県川崎市
目的	総合スポーツ公園	市民保養施設
場所・面積	生駒市:4万平米	静岡県南伊豆町:7万平米
指示者	中本幸一前市長	高橋清前市長
取得部署	土地開発公社	土地開発公社
先行取得金額	約1億3,480万円	6億1,734万円
裁判所の囑託鑑定による適正価格	約1,240万円	3億9,400万円
差額	1億2,240万円	2億2,334万円
介在者	酒井隆市議会元議長	宮田良辰市議会元議長
売主	建設会社ウツミ	学校法人伊東学園

これらの土地取引には、①議会承認のいない土地開発公社に適正価格を大幅に上回る高値で買い取らせ、②市議会の大物議員が介在しているという類似点がある。生駒市の場合は適正価格の10倍以上の高値で取引されているところが注目されるが、川崎市の場合、適正価格と取引価格の差額は生駒市の2倍近い2億2000万円である。

大阪地検特捜部が生駒市の取引を捜査、5月13日「生駒市に高値で山林を購入するよう働きかけた見返りに、売主側から現金100

地保全地区に用途変更して市が土地開発公社から買い取って(再取得して)いた。

その価格であるが、隣接する土地の路線価を基に計算すると、およそ4000万円である。ところが土地開発公社が平成2年に取得した価格は、6億1981万円であった。生駒の上を行っていることになる。

かわさき市民オンブズマンは、この問題を精力的に追及していく。市民の皆さんの応援を期待しています。

十字路

おかしな世の中

高橋 信行

(その1)

昔の話である。備前岡山の藩主池田光正は京都の名所司代といわれた板倉勝重に聞いた。

「一国の政治はどうしたらよいか。お教えください」と。勝重は謙遜して

「それがしは京の町人を相手に、つまらぬ訴訟などの裁きをしているのみで、そのような難しいことは分かりません」と。光正が重ねて問うたので勝重は

「民を治めますには、角なる箱に味噌を入れて、それを丸い柄杓で取るように計らえばよろしいかと愚考いたします」と。

「なるほど………。それではすみずみの味噌まで届きかねるであろう」

「されば、国事は重箱の隅々までせせるのではなく寛やかなところが無くては人心は得難いことかと、存じます」と勝重。

備前藩の善政は、この思慮によるものといわれている。

(その2)

税理士である私の仕事は中小・零細の税務の実情を年中経験しているが、今日の税務行政が名実共に弱い者（中小・零細業者）の重箱の隅をせせることに努めているかを痛く感じている。

或る日、T 飲食店の税務調査に立ち会って、戻ってきた G さんに私は聞いた。

「今日の税務調査はどうだった」

「ハイ、とくに問題はないのですが、会社の負担する従業員の昼食代が一人 300 円を超える分は課税の対象となるので源泉徴収しな

ければと、そのようなことを言っていました」

「また、そのようなことか、情けないことだ」と私はなんとなく不快な感じになった。税務署にはそのような些細なことを規定する取り扱いがあることは知っているが、世の中がおかしいという感じはどうしようもない。

もうひとつ。(有)O 製作所は従業員 2 人が工場で働いている。社長と奥さんが営業・総務・経理などの雑務を担当しているが、外出することが多い。それで電話の留守番はお祖母さんの役割である。そこでお祖母さんに月額 3 万円の手当てを出している。

調査に来た税務署の職員は「お祖母さんに給料を払ってますが、何をやっているのですか」と。

「ハイ、それは電話の留守番の仕事を頼んでいるので……」

「電話の留守番の手当てとしてはおおすぎるのではないですか」と税務職員。

それから、いろいろと相互の意見が始まる。しかしこうした話し合いは結論は出ないのだ。それより、これが日本の税務行政かと思うと、私は情けなくなるのだ。重箱の隅をせせる姿の典型を見る感じのやりきれなさを覚える。

これはこの国の財政の徴収の姿勢なのだが、これとは次元の異なる世界が成り立っていることの不思議さは全く理解できない。

それはこの国の財政の支出の巨額な出鱈目さである。

民間の相場では 50 万円ほどする住宅に 5 ～ 6 万円の賃料で入居できる公務員宿舎。でもこれはささやかなことのようにらしい。何万件という特殊法人やその傘下の公益法人に流れる何拾兆円といわれる金があるようだが、これが相当出鱈目であるようだ。只ひとつ例をあげると雇用促進事業団が 458 億円を投資して建設した小田原のホテルは経営が行き詰まり 8 億円で小田原市に売却した。450 億円の損害は誰が負担するのか。税金より他に無い。

ここでは財政の歳入と歳出の次元の違いを感じてもらえばいい。

岩窟住居体験

トルコ紀行

その10

望月 文雄

カイマルクの地下都市

バスに戻ると今度は地下都市に向かう。地下都市は8層までであるが見学できるのは5層までという。それに、構内ではフラッシュ撮影禁止になっている。入口を内外から撮影してみたが、公開できる代物ではない。狭い通路や足が滑りそうな階段を上り下りして30分。体中が汗まみれになり、低い天井にぶつめた頭が痛む。帽子をかぶっていなければ、傷ができただろう。

地下都市は幾つかあって、相互に地下道で結合していて、地下道の全長は50 kmに及ぶという。各フロアには、食料庫（納戸）に使った竪穴や横穴が掘られ、竪穴には転落防止の格子状の蓋が付けられている。何万人もの人が此処で生活をしたのだ。それも幾百年も続けて。地上の洞窟住居は現在も住居として60%もが使われているという。

カイマルク地下都市の見学を終え、岩窟住居へ行く前に案内されたのが絨毯工房。工房では絨毯の直売をおこなっている。まず、数人の女性が絨毯を織り機で織っている工房に案内され、説明を受ける。絨毯の展示室へ行く途中、生糸を紡いでいる工房に案内される。そこでは男性が生糸を紡いでいた。展示室ではチャイを振舞われながらの説明会。4、50万円の絨毯の買い付け交渉に入った夫妻もいた。

その次は洞窟を住居にしているファティマさんの家に向かう。曲がりくねった道は家からかなり離れた場所でバスを下車することになった。坂道を10分も登ったのだろうか、やや広く舗装された農道から左へ入る小道がある。小道に入ると動物特有のにおいが漂ってくる。行く手右側の崖に洞穴が幾つかあり、その一つが牛舎になっていた。柵の奥、薄暗いところで思いがけぬ大勢の人間の訪れにおどろいたのか、牛が一声啼いた。

ファティマさんの住居はさらに50 mほど奥を左に曲がった所にあった。崖の中腹の洞穴だ。家の前には畑がつくられている。野菜畑だ。山羊の小屋もある。添乗員が太ったおばさんと挨拶している。そのひとがファティマさんだ。彼女は私たちに部屋に入るように勧めた。40人がどうにか入れる部屋の広さ、20畳位か、平米にして60～70。壁際3分の2は腰掛けられるようになっている。壁は漆喰塗り。出入り口は一箇所。寝室は外階段を上って2階。

上の娘さんには3人の子供、ファティマさんには孫にあたる。一人は生後半年余りの赤ちゃん、その赤ちゃんを姉さん孫が庭で子守をしている。私たちに挨拶したので、この家族は来客に慣れているようだ。皆が部屋に入るとファティマさんが、娘たちとチャイと手作りのケーキをサービスする。チャイのグラスも揃いの柄。観光客の訪問を予定に入れての準備だということを伺わせる。しかし、現在も生活の場として使われている洞窟を体験できることは素晴らしい。

表に出ると庭には質素なテーブルが2脚、手作りのネッカチーフやハンカチーフが並べられている。チャイやケーキのサービス代が土産の売り上げで稼ぎ出せるということのようだ。ファティマさんは町役場に勤め、英語

フランス語もある程度使えるという。ご主人は定年後地域活動に力を注いでおられるとか。就職難が伝えられるトルコでは安定した生活をしている様子。

バスへ戻ろうと庭先を歩いたとき、「この奥にキリスト教教会」という小さな板の案内板が目に入る、現在礼拝や集会が行われているという。カメラのバッテリーが上がってしまい、写真は写せない。バスに置いてきたリュックの中だ。残念だが訪問は諦める。宮司の息子が後ろから声をかけてきた。「あの女の子、ほら道端の」と。指さすほうに、小学校高学年位の女の子が私たちに向かって歩いてくる。「プリーズ。プリーズ」とたどたどしい英語を口にしながら掌を重ねて差し出す。「何かあったらあげようよ」と宮司の息子。私は手下げから、コンヤのスーパーマーケットで買ったゼリーの袋をとりだして少女の掌に乗せた。「タンキュ・タンキュ」と言葉を残して彼女は分かれ道にもどった。少し歩いて振り向くと、私たちの別のグループに近づいて、物乞いをくり返していた。

宮司の息子が「私は中国に植林するNPOに参加していて、20年以上前から中国に出かけています。僻地のような場所に日本のNPOの私たちが行き、現地の人たちと植林をするのですが、一度に沢山できるわけじゃないですから、同じ場所に幾度も行くようになります。すると近くの村落から子供たちが出てきて物乞いをするんですよ。やらないようにとはするんですが、つい情にほだされてやってしまうんです。それが度重なると、貰うのが当たり前という状況が生まれてしまう。これは悪い現象なのですが、観光地要素が強まると避けられない現象なんではないでしょうか」と口ごもる。

ギョレメ

この日の最後の観光地はギョレメ。しかし、



岩窟教会は梯子を登って

時間がないので、一番近い、巨岩に掘られたキリスト教の洞窟教会を観光する。手前の入場券売り場の所で、ガイドの説明を聞いていると、土産物売り場の売り子や案内人がうるさく付き纏う。手作りの石に刻んだレリーフや、像を買えとうるさい。買わずに入場すると「ケチ」と日本語で聞こえよがしに言う。奥の左手にある洞窟教会へ向かいながら、宮司の息子が「ほら、今の売り子の汚い言葉。あれなんですよ、さっきの女の子の場合も、度重なるとあんなっちゃうんですよ、僕は中国でいやになるほど経験しました」という。僻地の観光弊害とでも言うべきなのか。

洞窟教会は茸型奇岩に造られている。梯子を登らなければ入れない。入った部屋が礼拝堂で壁にフレスコ画が描かれているが、損傷が酷く、絵の内容が分からない。照明もないので、写真撮影には不向きだ。しかし、観光の対象としては見事だ。奥にも部屋があり、明り取りというのか、日本家屋では掃き出しとでも言えそうな大きな開放部分が前後に開いている。木造の階段を引き上げれば外からの進入は困難だ。敵の襲撃を考えるとそこは要塞にもなり得る。しかし、奇観だ。茸型奇岩の群れが青空に聳える姿は、土蔵の家を思わせる。

編集後記

○前号でお知らせした7月19日の県民サポートセンターでの「かながわ」「かわさき」「よこはま」市民オンブズマン合同学習会でかながわグリーンセンターの監査請求を決定した。本号所載、監査請求書と呼びかけ文（投げ込み）をお読み下さい。

○また、その際かわさきの11月定例幹事会に「かながわ」「よこはま」などが参加し合同幹事会を催すことも決まった。かわさきの幹事さんはできるだけ参加してください。もちろん一般会員の方も歓迎です。

○話が前後しますが、塩濱け土地がらみで王禅寺と消防署＋ホテル問題の取り扱いを議論

する集会を8月3日「まち連」事務局こむて21で開きます。監査請求の手続きを話し合います。このようにかわさき独自の監査請求準備も進んでいます。

○政務調査費のニュースが続いています。われわれの10年の努力がようやく実を結び始めたのです。重税の厳しさが税金の使い方に目を向けさせているのだらうと思います。メインテーマに選んだ全国大会でどんな報告がなされるのか。おおいに勉強してきましょう。

○会費の件。これも前号でお知らせしたところですが、昨年度までの会費未納の方は除籍とさせていただきます。退会される方も滞納した会費は納めて下さい。（清水）

会計報告 2007年4月1日～2007年7月27日

一般会計

収入(円)		支出(円)	
前期繰越	1,053,260	会報発行費	38,620
会費	238,000	コピー代	
資料販売	10,500	情報公開請求	1,490
寄付金	56,067	会場費	5,780
利息	0	訴訟経費	7,700
		旅費交通費	0
		事務用品費	0
		通信費	1,500
		備品消耗品費	4,162
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	10,000
		HP管理費	5,000
		雑費	3,200
		予備費	0
収入合計	1,357,827	支出合計	87,452
		残高	1,270,375
訴訟積立金			2,000,000

*久保文子さん、土井英子さん、平修さんからカンパを頂きました。どうも有難うございました。

今後の予定

月例会議・学習会 いずれもどなたでも
ご参加いただけます。

8月 1日 (水)	会報第60号印刷・発送	13:30	中原区役所
8月 3日 (金)	塩漬け土地問題追及	18:30	こむて21
8月21日 (火)	第4回拡大幹事会	18:30	中原市民館
9月15日 (土)	全国大会	13:00	山形市
9月16日 (日)	全国大会	9:00	山形市
9月18日 (火)	第5回拡大幹事会	18:30	エポックなかほら
9月25日 (火)	会報61号原稿締切日		
10月 1日 (月)	会報第61号印刷・発送	13:30	中原区役所
10月16日 (火)	第6回拡大幹事会	18:30	中原市民館
11月20日 (火)	第7回拡大幹事会	18:30	ミュージア川崎

第7回拡大幹事会は
ミュージア川崎で
県内各地のオンブズマンが参加
開催します
皆さん、ご参加下さい

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第60号 編集スタッフ 清水芳治・佐々木玲吉 2007.8.1.